

はだの 農業委員会だより

第127号
平成28年12月発行

編集・発行

秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-9654

E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp

色とりどりの菊満開!



色鮮やかな菊の季節になりました!

市内の菊農家では、「国華始皇」や「宝華友愛」など、さまざまな品種の菊が栽培されています。

写真の白い菊は、「国華越山」といいます。とてもきれいですね!

第61回小田原城菊花展で農林水産大臣賞を受賞されました。

農業委員・飯塚和彦さんの温室で撮影しました。

おもな内容

■ 要望書を市長に提出	2
■ 農地中間管理事業ほか	3
■ 遊休農地をなくそう	4
■ 農業委員紹介コーナー	5

■ 農家の声	6
■ 相談コーナーほか	7
■ カメラスケッチほか	8

「平成29年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を市長に提出

8月8日、秦野市農業委員会は、「平成29年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を、秦野市長に提出しました。この要望は、農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員を通じて農家の皆様から寄せられた意見・要望を取りまとめたものです。当日は、鳥海会長をはじめとする運営委員が出席しました。



要望書を手渡す鳥海会長（右）と古谷市長（左）

その後の市長との懇談会では、農業のあり方について意見交換が行われました。

要望の内容

一 農地の保全・有効利用対策について

荒廃・遊休農地は増加する傾向にあるが、将来に向かって優良農地として確保・保全し有効利用が図られるよう、

- 7件の施策を要望。
- 荒廃・遊休農地の発生防止及びその解消に向け、積極的な取り組みを行うこと。
- 荒廃・遊休農地対策として、これらを積極的に活用した施策を実施し、農地の確保と有効利用を図ること。
- 耕地・農道整備を行い、耕

作可能な環境を整えること。
● U字側溝の老朽化等による水漏れ等に対し、計画的な修復を行い、水田への水量を十分確保できるようにすること。など。

二 担い手・経営対策について

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、状況の変化に柔軟に対応し、担い手確保対策と農業経営の安定のため、2件の施策を要望。
● 認定農業者に対して、支援の拡充を図ること。またその拡大について、助言・指導を行うこと。

三 地域の活性化対策について

● 女性農業者の拡大を図るため支援体制を確立すること。
● 地域の特色を生かした農業振興と、生産者を身近に感じられる地産地消の推進など、秦野らしい農業を実現するため、6件の施策を要望。

● 「秦野市農産物ブランド化推進事業」について、その農産物の普及や生産者をPRするとともに、技術的、財政的支援を行うこと。



右から北村委員、山口委員、鳥海会長、古谷市長、草山委員、松田委員、小山田委員

● 安全で新鮮な地場農産物を消費者に供給するため、直売所の整備、充実が図れるよう支援を行うこと。
● 都市農業振興計画の策定に当たっては、農業者や関係機関等の意見を聴くとともに、その実施には、計画、見直し、改善のサイクルを持って事業の有効性を図ること。など。

四 有害鳥獣対策について

有害鳥獣の撲滅に向けた対策を講じるよう5件の施策を要望。
● 農業者が個別に鳥獣害防止策がとれるよう、その設置費用について助成を行うこと。
● 駆除について迅速な対応を行うとともに、被害軽減に向けた調査研究を行うこと。など。



農地中間管理事業

農地中間管理事業とは…

農業振興地域内の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方(出し手農家)から、農地中間管理機構(神奈川県農業公社)が農地を借り受け、規模拡大や新規参入を図る方に貸し付けることにより、農地の集積・集約化を進める事業です。農地の借受希望は、6月及び12月、貸付希望は、随時受け付けています。

☆出し手には様々なメリットがあります！

① 経営転換協力金

担い手(認定農業者、認定新規就農者等)でない方であって、かつ、経営廃止や経営転換などに伴い、農業公社に貸した農地について、担い手に転貸された場合に支払われます。

② 耕作者集積協力金

次の要件に該当し、農業公社に貸した農地について、担い手に転貸された場合に支払われます。

ア 農業公社が所有する(または管理)する農地に隣接する農地

イ 農業公社の借受募集に応じた者が経営する農地に隣接する農地

ウ 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地

お問い合わせ

農産課 ☎ 82・9626

農地ナビで農地情報を

公開しています。

平成26年に施行された改正農地法に基づき、市街化区域内の農地等を除いて、農地情報が公表されることとなり、平成27年4月から本格的に公表が開始されています。

農地情報の公表制度は、認定農業者等の担い手の規模拡大や農業参入を希望する方々に農地情報を提供し、農地の利用を促進していくことを目的とし、農業委員会が作成している農地台帳の項目のうち、公表することと定められた項目と農地の地図情報を合わせてインターネット等で公表しています。

【1】農地台帳の公表項目

農地台帳情報及び地図の公表については、農地法等で定められており、その主なものは、①所在地番、②地目、③面積、④地域区分、⑤所有者名、⑥耕作者名等、⑦農地中間管理権の状況、⑧遊休農地かどうか等です。

※ 住所は公表項目となっておりません。

【2】農地情報の公表について

農業委員会が行う農地情報の公表については、農地法の定めにより、①インターネットの利用、②窓口の対応、により行われます。

① インターネットの利用

インターネットの利用による農地情報の公表は、(一社)全国農業会議所が全国の情報を一元的に管理する「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」により公開しています。この仕

組みによって、誰もがインターネット上の地図で農地の所在や意向など、一定の情報を見ることができるようになり、農地の利活用の促進が期待されます。

① 窓口の対応

農業委員会の窓口でも農地の地番を特定して閲覧申請をすることにより、インターネットと同様の情報を見ることが出来ます。なお、この場合においても、住所が公表されることはありません。

【3】農地台帳の整備について

農地台帳の情報を活かすためには、常に最新の情報に更新されることが必要です。農業委員会が実施する利用状況調査や貸し借り等についての意向調査にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

農業委員会事務局 ☎ 82・9654

神奈川県農業会議農政活動協力金(旧賛助会員費)へのご協力を お願いします

(一社)神奈川県農業会議では、農業に携わる農業者の声を国や県の農業施策に反映し、農業者の皆さんが安心して農業経営を継続できるよう、様々な農政対策活動を展開しています。

こうした活動を進めるため、農業者の皆様にご支援、ご協力をお願いしております。

協力金は、1戸当たり500円です。
農業委員会事務局 ☎ 82-9654

遊休農地をなくそう！

I 利用意向調査を

実施します

農地の利用状況調査を、8月から9月にかけて実施しました。この調査で見付かった遊休農地の所有者に対して、利用意向調査を実施します。

この調査は、所有者に対して、主に①農地中間管理機構（神奈川県では、公益社団法人神奈川県農業公社。）を利用する、②自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う、③自ら耕作・管理する（している）等の意向を確認します。

なお、調査時に、休耕だったり次の作付の準備前だったりする場合に、遊休農地とみえてしまい、利用意向調査を送付することがあります。

① 農地中間管理機構を利用するとは

農地中間管理機構に貸付けることです。耕作・管理が出来るので、貸したくても相手が見付からない場合は、これを考えてください。農地中間管理機構は、借受けた農地を担い手・新規就農などの農地を借りたい人に、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けます。

また、貸し手には、賃料が確実に支払われる、貸借期間満了後は確実に返還される、トラブルには貸し手・借り手の調整をして解決される等のメリットがあります。

② 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行うとは

自分で買い手や借り手を探して、農地法や農業経営基盤強化促進法等の手続きをすることです。この場合、来年の夏に利用状況調査を実施し、

農地の状況を確認します。利用意向調査の送付から6ヶ月が経っても、このとおりに対応していなかった場合、農地中間管理機構と協議するよう勧告となります。

③ 自ら耕作・管理する（している）とは

今後、耕作・管理を始める、または現在、耕作・管理していることです。休耕だったり次の作付の準備前だったりして、遊休農地としてみられてしまった農地もこれになります。このときは、耕作・管理していることが分かるようにしてください。

これに当たる場合も、来年の夏の利用状況調査で、耕作・管理がされていないと、農地中間管理機構と協議するよう勧告となることがあります。

④ 利用意向調査の送付から6ヶ月が経っても回答がない場合、農地中間管理機構と協議するよう勧告となることがあります。

II 遊休農地の固定

資産税が高くなる

平成29年度から、農地中間管理機構と協議するよう勧告された遊休農地は、固定資産税が約1.8倍上がることがあります。従って、まず遊休農地にしないことが大切です。

が、万が一遊休農地になってしまうても、意向調査で①と回答するか、②③と回答して、そのとおりに対応すれば、上がることはありません。また、そのとおりに対応できなかつたときでも、期日までに①と回答し直せば、上がることはありません。

なお、遊休農地のすべてが勧告の対象となるわけではなく、まず農業振興地域内にあること、そして農地中間管理機構の借受け基準に適合するとされた場合のみです。

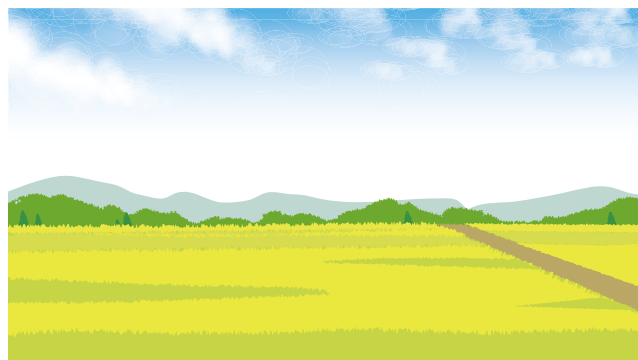
III 貸付で固定資産

税が半額になる

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません。）を農地中間管理機構に、次のとおり貸し付けたときは所定の期間、固定資産税が半額になります。この制度は、平成28年度、29年度の2年間で

す。

① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間で貸し付けたときは5年間



農業委員紹介コーナー

高梨 福太郎 (公選・北地区)



● 役職

農地銀行役員(集積促進員)
・農協農政対策委員、新東
名対策協議委員

● 担当生産組合

菩提原下・菩提原上・菩提
中東・菩提中西・菩提上東
・菩提上西

● 主な作付作物

茶・露地野菜

● ひとこと

農業は、幾久しく高齢化、
後継者難、農地の荒廃化が叫
ばれています。しかしなが
ら、米どころや都市農業およ
びブランド化された地域農業
では、地域の特性を生かした

特色ある農業が営まれていま
す。当市においても退職者や
若い方々が農外から「農業を
やりたい」と言つて市民農業
塾は活況を呈しています。こ
うした新たな担い手を含め、
農家後継者とともに荒廃農地
解消へとうまく結びつけられ
るよう関係機関と連携を密に
して、その一助となるよう努
力してまいります。

● 関野 進一 (公選・西地区)



● 担当生産組合

渋沢下・渋沢中・渋沢上・
石打場・栃窪

● 主な作付作物

みかん、栗、キウイフルー
ツ

● ひとこと

当地域では、特にイノシ
シ、シカ等の被害が増え、生
産意欲が低下する中、農業従
事者の高齢化、後継者問題
等々を抱えており、何か地域
内でできることはないかと模
索していきたいと思つており
ます。

和田 厚行 (議会推薦)



● ひとこと

環境を守るために、低農業
で、16アールの田んぼを耕作
しています。

しかし、シカやイノシシの
遊び場になると同時に、ヒル
がでて、大変苦労していま
す。

あと少しばかりの家庭菜園
で、キュウリやなすを栽培し
ています。採れたての野菜
は、新鮮でおいしいです。

小山田 茂 (公選・北地区)



● 役職

運営委員

● 担当生産地区

戸川上・戸川中横道・戸川
中寺脇・戸川原第1・戸川
原第2・戸川西・三屋

● 主な作付作物

露地野菜・梅

● ひとこと

農業を取り巻く環境は、高
齢化、担い手不足それらに加
えて鳥獣被害の拡大等による
耕作放棄および荒廃農地の拡
大など厳しい内容が山積して
います。そのため各関係機関
と連携しこれら課題を克服す
るべく微力ですが努力してま
います。

古谷 茂男 (公選・東地区)



● 担当生産組合

宝作・宝ヶ谷戸・清水・竹
の内・二ツ沢・角谷戸・久
保

● 主な作付作物

みかん・栗

● ひとこと

農業をとり巻く環境は、政
府による農業・農協改革が進
行中ですが、農業従事者の高
齢化、鳥獣被害による作付意
欲の低下などで荒廃地の増加
を懸念する今日です。

こうした状況の中、関係機
関と連携して農業の環境改善
など農業者の営農意欲を喚起
する一助になれるよう努力し
ていきたい。



農家の声



農業を引き継いで

清水 富美子（鶴巻南）



農業を手伝い、ほとんどの機械仕事をこなしてくれました。定年退職後は父の後を引き継ぎ、主体的に営農しています。農業関係の本なども買って読むことや、退職後、就農した仲間たちと月一回情報交換などもして勉強しています。

我が家は主に米と落花生、あと、露地野菜を作付しています。野菜は、ブロッコリー、キャベツ、とうもろこし、いも類などと自家消費の野菜です。

私は、就農して40年近くになりました。最初は、ほとんど家事手伝いのような状態で、徐々に畑仕事にも慣れていきました。「農業を取り巻く環境は厳しい。」というなかで、父と夫と三人でなんとか農地を守ってやってきました。

夫は兼業で、休みの日には

今年、9月からの長雨で、米の収穫ができずに、すべての仕事が遅れてしまい、どのような事になるのかと心配していますが、天候にも左右される農業に、仕方ないという思いで一杯です。毎日、天気予報とにらめっこして、雨の合間をぬって収穫作業と出荷作業です。

良い農作物を作りたいという思いはあっても、なかなか難しいと思ひ知らされていきます。

農業から離れていく人が多くなっているのを見聞きする

と、これからの農業はどうなるのだろうと気になります。なるべく多くの人に農業にかかわってもらい、農業の理解者、応援者になってほしいと思います。

私も夫も高齢となり、いつまでできるか分かりませんが、次世代に引き継ぐことができるように頑張りたいと思っています。

試行錯誤の連続

片野 良勇（戸川）



2008年2月に家業を継ごうと思い、それまで電気関係の会社に勤めていたが、退職し、その後の4月から家の手伝いという形から農業をはじめました。

翌年4月から、かながわ農業アカデミーに通い、2年間

の研修を経て、2011年4月から本格的に新規就農して、今年で6年目になりました。

現在は、約700坪のハウスで、イチゴの栽培を主にしています。

かながわ農業アカデミーの研修でも、運が良いことにイチゴに詳しい先生がいらして、本来アカデミーの研修ではいろんな作物について学ぶところですが、私は卒業してからはイチゴを栽培することを決めていたので、2年間イチゴの栽培について学ぶことができました。よい経験になりました。

イチゴ栽培の一年は、12月から5月の半ばまで収穫や摘み取りをして、その後片づけや苗植えを行います。家族に手伝ってもらいながら1年をとおして忙しく行っています。

毎年、施設の改良を加えたりして栽培していますが、やはりおいしく育てることに難しさを感じています。その年がおいしくできたと思って

も、翌年は思ったとおりにいかなかったり、急に病気になったりと毎日試行錯誤を繰り返しています。

日照が足りないとおいしくないような気がして、日照にも気を付けて栽培するようにしています。

摘み取りに来ていただいた方に、実際においしいと言っていたのと同じくらい、お腹いっぱい食べてもらえると嬉しいのができたのかなと思います、とてもうれしく、やりがいを感じます。

イチゴ農家の環境も厳しいと思いますが、イチゴ農家の数を増やして、仲間と情報を共有しながら、イチゴ栽培に役立てていきたいと思っています。

また、今後、新東名高速道路ができて、ハウスの近くに新しいサービスエリアやインターチェンジができ、秦野に来る方が増えると思うので、そういった方に、摘み取りにたくさん来てもらえるように、収量や品質をあげていきたいと思っています。



Q 知人から所有している農地を売ってほしいと相談がありました。

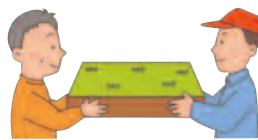
このような場合はどうすればいいでしょうか。

A 農地・耕作を目的としてその農地を売買する場合には、農地第3条による農業委員会の許可、農地以外の利用を目的として売買する場合には、農地法第5条による都道府県知事または農林水産大臣の許可を受ける必要があります。この許可を受けずに売買契約をし、農地の引き渡しを受けたとしても、法律上はその効力を生じないので、所有権自体は依然として元の所有者のままとなります。

また、土地の所有権の移転登記をする際にも農地法の許可が必要となるため、登記もできません。

農地法の許可を受けずに農

地の売買等をした場合には、農地法違反として、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金に科せられる場合がありますので、ご注意ください。



農地転用には許可が必要です！

○市街化調整区域内の農地転用許可申請の締め切りは、原則毎月10日です。

(事前の相談が必要となりますので、早めに相談してください)

○市街化区域内の届出は、随時受け付けております。

農業委員会活動報告

(平成28年7月～10月)

総会

7月25日、8月24日、
9月26日、10月25日

(主な審議案件と件数等は
下表のとおり)

運営委員会

7月14日、9月14日、
10月14日

編集委員会

9月26日、10月25日



総会の主な審議案件と件数 (7～10月)

審議案件	件数	面積
耕作目的の売買・貸借 (3条許可)	6件	5,746.00㎡
市街化調整区域内の転用 (4・5条許可)	8件	4,637.34㎡
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	69件	29,576.19㎡
相続税納税猶予	2件	5,632.94㎡

支援センター通信

**荒廃農地解消市民ボランティアの会
「市民の日」に出店**

荒廃農地解消市民ボランティアの会と協働して荒廃農地解消事業を実施しています。その活動の一環として、今年の3月に遊休農地を解消した東田原地内の農地で、市立東小学校児童と一緒にダイズやサツマイモを栽培しています。

そのサツマイモを利用して、11月3日に開催された第37回秦野市市民の日に、荒廃農地解消市民ボランティアの会と協働して荒廃農地解消事業のPRのため、出店しました。パネル展示で活動を説明し、ボランティア加入を呼びかけました。また、市立サツマイモやその加工品を販売しました。





カメラスケッチ

畜産まつり開催



ふれあい体験コーナーの様子

10月2日(日)に、秦野市畜産まつり(主催:秦野市畜産会)が、田原ふるさと公園で開催されました。当日は晴天に恵まれ、大勢の方が来場する大盛況ぶりでした。用意した豚肉バーベキューや焼きそば、焼き鳥、牛乳試飲なども大人気でした。

小動物(子羊・子牛)ふれあいコーナーや乗馬体験(ポニー)には、子供たちが多数参加していました。

同時開催の畜産共進会は、今年で60回を迎えました。出品された家畜は立派なもので、見る人の目を引いていました。



出品された牛
人を引っ張る勢いです!



乗馬体験の様子

農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の条件を満たせばどなたでも加入できます。



- 年間農業従事日数が60日以上
- 60歳未満の方
- 国民年金1号被保険者であること

また、確定拠出型の年金で、次の長所があります。

- 年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
- 保険料は全額控除対象。
- 保険料の国庫補助(一定の要件が必要。)

お問い合わせ

農業委員会事務局

☎82-9654

はだの都市農業支援センター

☎81-7800

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など役立つ情報が満載です。

- 毎週金曜日(月4回)発行
- 購読料 月700円
- お申込みは、地元農業委員、または農業委員会事務局まで。

農業委員会事務局 ☎82-9654

8月から9月の天候を振り返ってみると、台風が多く発生し、列島に接近、上陸して、各地に暴風、大雨を降らせ被害が発生しました。

また、列島に停滞した秋雨前線を刺激し、各地に大雨による土砂災害、堤防の決壊等の災害が発生しました。幸い本市には大きな被害がなく、長雨による露地野菜の収穫、植え付けなどに影響が出ました。

(編集委員 山口 勝嗣)

編集後記